平成２５年（フ）第３５４号
山梨県南アルプス市十日市場907番地12
債務者　加藤　由果
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１２号
三重県鈴鹿市江島台１丁目12番８号
債務者　森　みどり
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７７号
三重県名張市鴻之台４番町92番地　カルムメゾンⅠ202号、前住所兵庫県西宮市熊野町10番22号　日立情報システムズ甲子園寮
債務者　林田　直也
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第７８号
三重県名張市黒田1942番地
債務者　北廣　絹子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第２６１号
滋賀県守山市矢島町3628番地の２
債務者　ｂａｃｃｈｕｓこと　山中　敏嗣
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０３１号
広島県東広島市八本松飯田２丁目17番１―310号　雇用促進住宅
債務者　根石　　洋
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０３５号
広島市中区中町３番17―302号
債務者　和田　恵美
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０５０号
広島市中区羽衣町22番１号
債務者　中田征四郎
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０５５号
広島市西区田方２丁目44番17号
債務者　多和　裕美
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５２号
愛媛県今治市泉川町１丁目２番７号、前住所京都市右京区太秦安井二条裏町12番地６、前々住所愛媛県今治市松本町４丁目２番３号グランドール四番館206号
債務者　在間るみ子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第４１号
福岡県筑後市大字井田1011番地
債務者　富安　千鶴
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第１５号
長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良浦1409番地
債務者　竹田　晴喜
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２５年（フ）第４２６号
大分市南鶴崎３丁目２番12号　ユーゲントハイム301
債務者　野田　美江
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３５４号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目３番10号　安里マンション401
債務者　與那嶺すみ子（旧姓新沼）
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１７３号
秋田県南秋田郡五城目町上樋口字中川原６番地１
債務者　児玉　哲明
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１８７号
京都市上京区大宮通西裏芦山寺上る２丁目竪社北半町209番地
債務者　岩本富樓那
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
宮崎県延岡市野田町5010番地92
債務者　山口　勝義
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部